東京都公安委員会告示第 2208 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11 月 13 日

東京都公安委員会

記

1　弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

2　弁明書の提出先

江東区有明三丁目 7 番 26 号　有明フロンティアビルB棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センター違反金管理係

3　弁明書の提出期限

令和 8 年 12 月 11 日

4　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

CARTER CHRISTOPHER RUSSELL	放置違反金の納付命令に関する件（第 30-106-261009-212041）
川島 拓也	放置違反金の納付命令に関する件（第 30-108-261007-201102）
松尾 隆史	放置違反金の納付命令に関する件（第 30-221-261009-204264）
田中 佑弥	放置違反金の納付命令に関する件（第 30-326-260927-201567）
川島 拓也	放置違反金の納付命令に関する件（第 30-436-261006-208118）
株式会社 Ｒｅｖｅａｌ	放置違反金の納付命令に関する件（第 30-436-261020-417219）
小林 洋二	放置違反金の納付命令に関する件（第 30-662-250709-413017）
松下 良輝	放置違反金の納付命令に関する件（第 30-670-260826-204484）
株式会社 ジャパンビバレッジ	放置違反金の納付命令に関する件（第 30-887-261002-450701）